

工事担任者資格者証再交付申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄

(この欄に貼りきれないときは、他を裏面下部に貼ってください。
また、申請者は消印しないでください)

(収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に、「過納承諾 氏名」のように記入してください)

写真貼付欄

1 申請者本人が写っているもの
2 正面、無帽、無背景、上三分身で6月以内に撮影されたもの
3 縦30mm×横24mm
4 写真は資格者証に転写されるので、鮮明なものを枠からはみ出さないように貼ってください

郵便番号

住 所

(方) 電話 (日中の連絡先)

氏名	フリガナ(姓)	(名)
	漢字(姓)	(名)

資格者証の再交付を受けたいので、工事担任者規則第 40 条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

理 由	1 汚損	2 破損	3 亡失	4 氏名の変更											
申請に係る資格者証の内容	資格者証の種類														
	資格者証番号														
	氏 名														
	生 年 月 日			年		月		日							
変 更 後 の 氏 名															
添 付 書 類	1 氏名の変更の事実を証明する書類														
	2 資格者証														

- ※ 写真の裏面には、申請に係る資格及び氏名を記載してください。
- ※ 氏名の変更の事実を証する書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し等、変更の事実（変更前後の氏名）を確認できる公的書類を添付してください。なお、これらのコピーは原本と相違ないことが確認できない場合は認められません。
- ※ 資格者証の郵送を希望するときは所要の郵便切手を貼り、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合はそれに準じた方法により申請してください。

- 注1 理由の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。
- 2 申請に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。
- (1) 亡失等の理由により資格者証番号が不明な場合は、その記載を省略することができる。
- (2) 氏名の欄は、枠内左詰めとし、姓と名との間に空欄を1枠設けること。

(記載例)

氏	名	鈴	木		太	郎											
---	---	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (3) 生年月日は、次により記載すること。
- イ 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。
- ロ 年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。

(記載例)

昭和30年1月7日の場合

生年月日	S	3	0	0	1	0	7
------	---	---	---	---	---	---	---

- 3 変更後の氏名の欄は、氏名の変更の場合に限り、注2の(2)に従って記載すること。
- 4 添付書類の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

工事担任者資格者証の再交付申請について

必要書類等

(1) 工事担任者資格者証再交付申請書

申請書は申請書様式の注意書きを参考にして次により作成してください。

- ・ 手書きをする場合は、黒若しくは青のボールペン又は万年筆で記入してください。書き損じた場合は二重線で消した上で訂正してください。
- ・ 鉛筆や温度変化によりインクが無色となる筆記具（消えるボールペンなど）による記載は認められません。
- ・ 資格者証再交付手数料として、国（日本政府）が発行する**1,350円分の収入印紙**を貼付してください（都道府県等で発行する収入証紙ではありません。ご注意ください。）。
- ・ 収入印紙は、割印・消印等はしないでください。また、重ならないよう貼付してください。
- ・ 申請者の都合により多く納める場合は、収入印紙貼付欄の下に「過納承諾 ○○（氏名）」のように記入してください。なお、記載が無い場合、資格者証の交付ができません。
- ・ 収入印紙は当局では用意しておりません。お近くの郵便局等で購入してください。

【氏名訂正により再交付申請をされる方へ】

プラスチックカード化に伴い、これまで行ってきた氏名変更による訂正申請の手続が無くなり、氏名が変更になった場合でも再交付の申請を行っていただくことになります。

ただし、平成22年3月31日以前に交付を受けた資格者証をお持ちの場合には、原則として1回に限り、資格者証の訂正申請を行うことができます。（申請手数料…不要。資格者証…要添付）

(2) 氏名の変更の事実を証明する書類（氏名の訂正をされる方のみ）

変更前・変更後の氏名の変更の記載がある住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の記載事項証明書等を添付してください。（いずれもコピー不可）

(3) 写真(1枚)

- ・ 縦30mm×横24mm、過去6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの。
- ・ 裏面に資格及び氏名を記入し、所定欄に貼付してください。
- ・ 申請書に貼付された写真が資格者証の写真となります。写真が不鮮明な場合や大きさが不適合の場合など、他の写真の再提出をお願いする場合があります。

(4) 返信用封筒及び切手

資格者証の返信に郵送を希望する場合は、確実にお手元に届く住所、申請者の氏名を記入し、必要額の切手（定形の普通郵便であれば**110円分**）を貼付した返信用封筒を同封してください。

郵便事故による亡失を防ぐため、できる限り簡易書留等をご利用されることを推奨します。

なお、資格者証の窓口交付を希望する場合、返信用封筒は不要です。

(5) 現在所有している資格者証について

氏名の変更および汚損により再交付申請をする場合は、**現在お手元にある当該資格者証を同封してください。**
亡失による再交付申請において、再交付後に資格者証を発見したときは速やかに返納をお願いします。
以上の書類等の準備が整いましたら、下記提出先に送付してください。

(6) その他

- ・添付書類・返信用封筒等は折り曲げて封入していただいて結構ですが、写真が折れ曲がらないように注意してください。
- ・お送りいただく封筒表面に「工事担任者資格者証再交付申請」と赤字で記載してください。
- ・申請後、1月程度経過しても資格者証が届かない場合は、信越総合通信局（下記）までお問い合わせください。
- ・資格者証に印字する文字は、常用漢字で代用させていただくこともあります。あらかじめご了承ください。
- ・電話及び窓口受付の時間は平日9時から12時、13時から17時となっております。担当者不在等により対応できないことがありますので、来局の際には事前にご連絡ください。
- ・令和3年4月1日以降、資格名称が以下の表のとおり変更になっています。このため、旧資格名称が記載された資格者証の再交付申請をする場合でも、対応する新資格名称が記載された資格者証を再交付させていただきますのであらかじめご了承ください。

なお、A I 第二種およびD D 第二種につきましては従前の制度より変更ありません。

旧資格名称	新資格名称
A I 第一種	第一級アナログ通信
A I 第三種	第二級アナログ通信
D D 第一種	第一級デジタル通信
D D 第三種	第二級デジタル通信
A I ・ D D 総合種	総合通信

【提出先・お問い合わせ先】

〒380-8795 長野市旭町1108（長野第1合同庁舎）

総務省 信越総合通信局 情報通信部 電気通信事業課

電話：026-234-9972

E-mail：shinetsu-jigyo@soumu.go.jp